様式2

24時間対応体制加算・24時間連絡体制加算・重症者管理加算に係る届出書(届出・変更・取消し)

					Ź	理番号	(訪看 <mark>23</mark>	24,	25)	号	
受付年月日	平成	年	月 日	3	決	定年月日	平成	年	月	日	
(届出事項) 1.24時間対応体制加算 2.24時間連絡体制加算 3.重症者管理加算											
上記のとおり届け出ます。 平成 年 月 日 指定訪問看護事業者											
の所在地及び名称 代表者の氏名 印 地方社会保険事務局長 殿										印	
ステーションコート 指定訪問看護ステーションの 所在地及び名称 管理者の氏名											
1. 24時間対応位	本制加算	2. 24	時間連絡位	本制力	加算に	係る届出に	内容				
○連絡相談を打 保健師 助産師 看護師○連絡方法	担当する職	員()人 人 人 人	常勤常	助		人 非常勤 人 非常勤 人 非常勤			人 人 人	
○連絡先電話 1 2 3	番号 (()			4 5 6	()				

- ※ 24時間対応体制加算の場合、連絡相談を担当する職員には緊急時訪問看護を担当する職員 についても記載すること。
- 3. 重症者管理加算に係る届出内容
 - ○24時間対応体制加算・24時間連絡体制加算を算定できる体制を整備している。 既届出の場合:受理番号()、本届出による。(有、無)
 - ○当該加算に対応可能な職員体制・勤務体制を整備している。(有、無)
 - ○病状の変化、医療機器に係る取扱い等において医療機関等との密接な連携体制を整備している。(有、無)

備考:連絡相談担当は保健師、助産師又は看護師の別に記載すること

:「3. 重症者管理加算」単独の届出は、認められないこと

:届出書は、正副2通を提出のこと

「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」 及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項に ついて」等の一部改正について(平成20年3月28日保医発第0328001号)

別添1

「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」 及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」(平成18年3月13日保医発第0313003号)の一部改正について

- 第3 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める基準等(掲示事項等告示第3及び医薬品等 告示関係)
 - 13 薬事法に基づく承認等を受けた医療機器の使用等に関する事項
 - (4) 薬局にあっては、算定告示別表第三調剤報酬点数表第1節に規定する調剤基本料の注 *2の規定に基づく届出を行った薬局であって、(3)のア及びイの要件を満たす病院又 は診療所の医師又は歯科医師から交付された処方せんに基づき医療機器を支給するもの であること。
 - 14 保険適用されている医療機器の薬事法に基づく承認に係る使用目的、効能若しくは効果又は操作方法若しくは使用方法と異なる使用目的、効能若しくは効果又は操作方法若しくは使用方法に係る使用に関する事項
- 第10 厚生労働大臣が定める注射薬等(掲示事項等告示第10関係)
 - 2 投薬期間に上限が設けられている医薬品
 - (2) 投薬量又は投与量が30日分を限度とされる内服薬及び<u>外用薬並びに</u>注射薬として、アルプラゾラム等を定めたものである。
 - (3) 投与薬量が90日分を限度とされる内服薬として、ジアゼパム等を定めたものである。

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」(平成18年4月28日保医発第0428001号)の一部改正について

第3 介護調整告示について

要介護被保険者等である患者に対し算定できる診療報酬点数表に掲げる療養については、介護調整告示によるものとし、別紙を参照のこと。

(別紙)

(引紙))											
			入院中以外の患者(次の施設に入居又は入所する患者)		介護老人 (短期入所療養介護又は 護を受けている	、保健施設 は介護予防短期入所療養介 らものを含む。)	入院中の患者						
		区分	直自宅 高齢者専用賃貸住 宅、有料老人ホーム 大阪性の 大阪性の				介護療養型医療施設	く。) (短期入所療養介	(認知症病棟の病床を除 ↑護又は介護予防短期入所 ものを含み、※1を除く	介護療養型医療施設(る。)(認知症病棟の病 介護又は介護予防短期入 ものを1	床における短期入所療養 所療養介護を受けている		
		E 71	ALC: WITE CAR CONTRACTOR	(短期入所生活介護又は 介護予防短期入所生活介護 護を受けているものを含 む)	併設保険医療機関以 外の保険医療機関	併設保険医療機関	以外の病床 (短期入所療養介護 又は介護予防短期入 所療養介護を受けて いる患者を除く)	ス費のうち、他科受 診時費用(444単位)	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(444単位)を算定した日の場合(外泊中)	ス費のうち、外泊時	介護療養施設サービス費のうち、外泊時費用(444単位)を算定した日の場合 (外泊中)		
基	初・草	再診料	0	〇 (配置医師が行う場 合を除く。)	○ (入院に係るものを 除く。)	×	×	×	0	×	0		
基本	入院制	料等	_	_	-	_	〇 (診療所後期高齢者 医療管理料を除 く。)	×	〇 (短期滞在手術基本 料1に限る。)	〇 (精神科措置入院診 療加算に限る。)	〇 (短期滞在手術基本 料 1 に限る。)		
		入院中の患者について算定する ものであって、生活指導に係る もの。 ・入院栄養食事指導料 ・薬剤管理指導料 ・退院前訪問指導料	_	_	-	_	0		×	;	<		
		退院時共同指導料 1	_	×		×	0		×		<		
		退院時共同指導料 2	-	_	-	_	0	:	×	×			
		診療情報提供料(I) (注1)	0	0		×	0		×		<		
		診療情報提供料(I) (注 2)	○ (居宅療養管理指導費、又は介護予防居宅療養管理指導料が算定されている場合を 除く。)	×	:	×	0	○ (短期入所療養介護 又は介護予防短期入 所療養介護を受けて いる場合に限る。)	×	;	<		
特掲		診療情報提供料(I) (注3)	O (居宅療養管理指導費、又は介護予防居宅療養管理指導料が算定されている場合を 除く。)	0		×	0		×		<		
		診療情報提供料(I) (注4)	0	×	0	×	0		×		<		
		診療情報提供料(I) (注5)	0	0	:	×	0	0	×	;	<		
	医学	診療情報提供料(I) (注6)	O	0		×	0	0	×		<		
	管理	診療情報提供料(I) (注7)	O	0		×	0		×		<		
	等	診療情報提供料(I) (注8)	O	0		×	0		×		<		
		診療情報提供料(I) (注9) 診療情報提供料(I)	O	0		×	0	0	×	:	<		
		(注10)	0	0		×	_		_		_		
		診療情報提供料 (Ⅱ) 後期高齢者退院時薬剤情報提	0	0		×	0		×		<		
		供料 後期高齢者退院時栄養・食事	_	_		_	0		_		_		
		管理指導料	_	_	-	_	0	-	_	-	_		
		後期高齢者診療料	0	〇 (配置医師が行う 場合を除く。)	:	×	_	-	_	-	_		
		後期高齢者外来継続指導料	0	0		×	_	-	_	-	_		
		後期高齢者終末期相談支援料	0	〇 (末期の悪性腫瘍の患 者で施設の医師と共同で 行った場合に限る。)	:	×	0	-		-	_		
		上記以外	0	(「特別養護老人ホーム 等における療養の給付の 取扱いについて」に定め られてるものを除く。)	:	×	0	0	×	;	<		
		往診料	0	O (配置医師が行う 場合を除く。)	0	×	—	-		-	_		
		在宅患者訪問診療料 (居住系施設入居者等以外)	0	_	:	×	_	-	_	-	_		

		٦.	院中以外の患者(次の	の施設に入居又は	大所する患	者)	介護老人福祉施設又は地域密 着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人 (短期入所療養介護又は 護を受けている	保健施設 介護予防短期入所療養介 ものを含む。)	入院中の患者				
	区分	自宅 社会福祉施設 身体障害者施設等(短期 入所生活介護、介護予	: (指定特定施設、指	認知症対応型	着型特定施設	音定特定施設、指定地域密 及び指定介護予防特定施 設に限る。)				介護療養型医療施設 以外の病床	介護療養型医療施設(認知症病棟の病床を除く、) (短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを含み、※1を除く	介護療養型医療施設(認知症病棟の病床に限る。)(認知症病棟の病床に取る。)(認知症病棟の病床における短期入所療養 介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている ものを含む。)		
	- "	防短期入所生活介護、 短期入所疾養介護又 行護予時短期入所疾養介 が護を受けているもの を除く) ※5	定地域密着型特許の 地域密着定介膜之 特定介膜之 特定介膜之 地域密度 特定 に に に に に に に に に に に に に	同生活介護又は 介護予防認知症		うち、外部サービス利用生 型指定特定施設入居者生 活介護又は外部サービス 利用型指定介護予防持令更 施設入居者生活介護を ける者が入居する施設	(短期入所生活介護又は 介護予防短期入所生活介 護を受けているものを含 む)	併設保険医療機関以 外の保険医療機関	併設保険医療機関	(短期入所療養介護	介護復養施設サービ ス費のうち、他科受 お時費用(44単位) を算定しない日の場 合 (外泊中)			
	在宅患者訪問診療料 (居住系施設入居者等)	_	Ο	0	Ο	0	(末期の悪性腫瘍の患者 に限る。ただし、看取り 介護加算を写定している 場合の在年ターミナルケ ア加算は算定できな い。)		<	_	_	_		
	在宅時医学総合管理料	0	〇 (養護老人ホー ム及び軽費老人 ホームA型の場 合を除く。)	0	_	0	_	,	<	_	_	_		
	特定施設入居時等医学総合管 理料	_	〇 (養護老人ホー ム及び軽費老人 ホームA型の場 合に限る。)	—	0	_	〇 (末期の悪性腫瘍 の患者に限る。)	;	<	×	×	×		
特掲	在宅末期医療総合診療料	0	0	0	×	0	×	>	×		<u>—</u>	_		
, =,	在宅患者訪問看護・指導料	O (%2)	_	_	_	_	_	×		_	_	_		
在	居住系施設入居者等訪問看 護・指導料	_	O (※2)	O (※2)	O (※2)	O (※2)	〇 (末期の悪性腫瘍の患者 に限る。ただし、看取り 介護加算を募定設等ター 場合の居住系施設等ター ミナルケア加算は算定で きない。)	;	*	_	_	_		
宅医療	女 文 教 行 祭 理 加 質	○ (末期の悪性腫瘍等の患者又は特別指示書が出された患者であって当該月に 険における特別管理加算特別訪問看護加算を算定していない場合に限る				って当該月に介護保 い場合に限る。)	〇 (末期の悪性腫瘍 の患者に限る。)	-	_	_	_	_		
	その他の在宅患者訪問看護・ 指導料又は居住系施設入居者 等訪問看護・指導料に係る加 算	〇 (末期の悪性腫瘍等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必) ある患者に限る。)				の訪問看護が必要で	〇 (末期の悪性腫瘍 の患者に限る。)	-	_	_	_	_		
	在宅患者訪問薬剤管理指導料 (居住系施設入居者等以外)	×	_	_	_	_	_	,	×		<u> </u>	_		
	在宅患者訪問薬剤管理指導料 (居住系施設入居者等)	_	×	×	×	×	〇 (末期の悪性腫瘍 の患者に限る。)	3	<	_	_	-		
	在宅患者訪問リハビリテー ション指導管理料(居住系施 設入居者等以外)	×	<u> </u>	_	_	_	_	-	_	_	_	_		
	在宅患者訪問リハビリテー ション指導管理料(居住系施 設入居者等)	_	×	×	×	×	×	;	Κ	_	_	_		
	在宅患者訪問栄養食事指導料 (居住系施設入居者等以外)	×	_	_	_	_	_	,	<	_	_	_		
	在宅患者訪問栄養食事指導料 (居住系施設入居者等)	<u> </u>	×	×	×	×	×	,	·	—	—	_		
	在宅患者連携指導料		.5	×	ē		×	,	<	_	<u> </u>	<u> </u>		
	在宅患者緊急時等カンファレンス料			0			〇 (末期の悪性腫瘍 の患者に限る。)	,	<	_	_	_		
特揭	第2節第1款に掲げる在宅療養 指導管理料	0					(「特別養護老人ホーム 等における療養の給付の 取扱いについて」に定め られてるものを除く。)	,	«	_	-	_		
	第2節第2款に掲げる在宅療 養指導管理材料加算					0	()	_	—	_			

	区 分		λ	院中以外の患者(次の	の施設に入居又は	は入所する患	(者)	介護老人福祉施設又は地域密 着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設 (短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを含む。)				入院中の患者		
			自宅 社会福祉施設 身体障害者施設等(短期 入所生活介護、介護予	社会福祉施設 ム、軽費老人ホーム 設知症対応型 設に限る。) ・体験害者施設等(短期・及び養護老人ホーム 認知症対応型		設及び指定介護予防特定施				介護療養型医療施設	く。) (短期入所療養介	(認知症病棟の病床を除 ・護又は介護予防短期入所 ものを含み、※1を除く	介護療養型医療施設 る。) (認知症病棟の病 うででは介護予防短期入 ものをで	床における短期入所療養 所療養介護を受けている	
			防短期入所接養介護又は 短期入所療養介護又は 介護予防短期入所療養 介護を受けているもの を除く) ※5 「アルー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		うち、外部サービス利用生活を特定施設入用一ビス利用生活介護をは外部サービス利用型指定介護を対した。 利用型指定介護を持定介護を 施設入者を持定 が必要がある。 ける者が入居する施設	護を受けているものを含		併設保険医療機関	以外の病床 (短期入所療養介護 又は介護予防短期入 所療養介護を受けて いる患者を除く)	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(444単位)を算定しない日の場合	介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(444単位)を算定した日の場合(外泊中)	介護療養施設サービス費のうち、外泊時費用(444単位)を費用(444単位)を開産でしない日の場合	介護療養施設サービス費のうち、外泊時費用(444単位)を算定した日の場合 (外泊中)		
	検査	<u>:</u>			0			0		〇 項目は算定不可)	0	×	0	×	0
-	画像	診断			0			0	(0	0	〇 (単純撮影を除 く。)	0	×	0
	投薬	<u>.</u>	0					0		O (3	0	O ※3	〇 (専門的な診療に特 有な薬剤に係るもの に限る。)	O ※3	〇 (専門的な診療に特 有な薬剤に係るもの に限る。)
	注射		0					0		O { 4	0	O ※4	○ (専門的な診療に特 有な薬剤に係るもの に限る。)	O ※4	〇 (専門的な診療に特 有な薬剤に係るもの に限る。)
			〇 (同一の疾患等について、介護保険におけるリハビリテーションを行った日から 1ヶ月を経過した日以降は算定不可)				〇 (同一の疾患等に ついて、介護保険 におりいてうるリンを行う た日かた日かた月かた 経過した日以降は 算定不可)	(大臣の定める項	○ 頁目は算定不可)	0	(視能訓練及び難病 患者リハ料に係る部 分に限る。)	×		<	
		通院・在宅精神療法		0					:	×	×	×	0	:	<
		入院集団精神療法 入院生活技能訓練療法	_				-	-	_	○ (特定診療費を算定 する場合を除く。)	(特定診療費を算定	つ ごする場合を除く。)	(特定診療費を算定) する場合を除く。)	
	精	精神科作業療法	ξ O			0	×		0	×	0	×	0		
	神科	精神科退院指導料		_			_	-	_	0	×	0	×	0	
	専門	精神科退院前訪問指導料			_		,	_	-	_	0	×	0	×	0
	. 療法	重度認知症患者デイ・ケ ア料	で (介護保険で認知: リハを行った日以:	症通所介護、通所	○ (認知症であるる 老人の日常生活自立度判分 がランクMの のに限る。)	0	0	0	:	×	_	-	_	-	-
特揭		上記以外			0		(「特別養護老人ホーム 等における療養の給付の 取扱いについて」に定め られてるものを除く。)		×	0	0 0)		
	処置		0			0	O (大臣の定める項目は算定不可)		0	〇 (大臣が定めるもの を除く。)	0	×	0		
	手術				0			0		〇 頁目は算定不可)	0	()	×	0
	麻酔		0				0		〇 頁目は算定不可)	0)	×	0	
		線治療			0			0)	0)	×	0
		診断			0			0		0	0	×	0	×	0
		訪問歯科衛生指導料			×			0	()	0	())

		λl	院中以外の患者(次の)施設に入居又は	は入所する患	(者)	介護老人福祉施設又は地域密 着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 援を受けているものを含む。)			入院中の患者			
		自宅 社会福祉施設 身体障害者施設等(短期 入所生活介護、介護予	高齢者専用賃貸住 宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム 及び養護老人ホーム (指定特定施設、指	認知症対応型 グループホーム	特定施設(着型特定施	指定特定施設、指定地域密 設及び指定介護予防特定施 設に限る。)				介護療養型医療施設	介護療養型医療施設(認知症病棟の病床を除 く。) (短期入所療養介護又は介護予防短期入所 療養介護を受けているものを含み、※1を除く	介護療養型医療施設(認知症病棟の病床に限る。) (認知症病棟の病床に取る。) (認知症病棟の病床における短期入所療養 介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている ものを含む。)	
	区分	人所土石川底建活 付護、 が短期入所療養・ 短期入所療養・ が護ルで放理期入所療養・ 介護を受けているもの を除く) ※5	定地域密着型特定施 設及び指定介護予防 特定施設を除く。)	(認知症対応型共 同生活介護又は 介護予防認知症		うち、外部サービス利用 型指定特定施設人居者と 活介護又は外部サービス 利用型指定介護予防特定 施設入居者生活介護を受 ける者が入居する施設	(短期入所生活介護又は 介護予防短期入所生活介護 を受けているものを含む)	併設保険医療機関以 外の保険医療機関	併設保険医療機関	以外の病床 (短期入所療養介護 又は介護予防短期入 所療養介護を受けて いる患者を除く)	介護療養施設サービ	介護療養施設サービ ス費のうち、外泊時 衰損(444単位)を募 定しない日の場合 (外泊中)	
	在宅患者訪問薬剤管理指導料 (居住系以外)	×	_	_	_	_	_	;	<	×	×	×	
	在宅患者訪問薬剤管理指導料 (居住系)	_	×	×	×	×	(末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)	;	<	×	×	×	
	在宅患者連携指導料			×		1	×	;	<	_	_	_	
歯科	在宅患者緊急時等カンファレ ンス料			0			○ (末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)	3	<	_	_	_	
	退院時共同指導料			_			×	;	<	0	×	×	
	歯科疾患管理料 後期高齢者在宅療養 口腔機能管理料 歯科特定疾患療養管理料 診療情報提供料(1) (注2)	(居宅療養管理指導		〇 :居宅療養管理 余く。)	指導費が算	9定されている場合を	0	C		0	0	0	
	上記以外			0			0	()	0	0	0	
	在宅患者訪問薬剤管理指導料 (居住系以外)	×	—	_	<u> </u>	_	_	-	_	_	_	_	
	在宅患者訪問薬剤管理指導料 (居住系施設)	_	×	×	×	×	(末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)	-	_	ı	ı	_	
	在宅患者緊急訪問薬剤管理指 導料			0			○ (末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)	_	_	I	_	_	
調	在宅患者緊急時等共同指導料	(ただし、月	苦宅療養管理指導	〇 算定した日に	行った場合	合を除く。)	〇 (末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)	-	_	_	_	_	
剤	退院時共同指導料			_			×	×	_	0	×	×	
	後期高齢者終末期相談支援料			0			○ (末期の悪性腫瘍の患者 (こ限る。)	>	<	×	×	×	
	· 薬剂服用胚管理指導料 薬剂情報提供料 · 長期疫藥負債報提供料 · 後免原薬品情報提供料 · 外来應凍支援料 · 調網情報提供料 · 級產情報提供料 · 後來海齡者薬剂服用胚管理指導料	除く。ただし、薬剤	剂服用歴管理指導料 &学的管理指導計画	及び後期高齢	者薬剤服用 別の疾病ス	算定されている場合を 用歴管理指導料につい には負傷に係る臨時の	0	-	_	_	_	_	
	上記以外			0			0	-	_	-	_	_	
	訪問看護基本療養費 (I) (I及びⅢ以外)	O (%2)	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
	訪問看護基本療養費 (Ⅲ) (居住系施設入居者等)	_	O (※2)	O (※2)	O (※2)	O (※2)	〇 (末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)	_	_	_	_	_	
	難病等複数回数訪問加算	· 「後数回数訪問加算						_	_	_	_	_	
	特別地域訪問看護加算			O (※2)			○ (末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)	_	_	_	_	_	
	緊急訪問看護加算			O (%2)			○ (末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)	_	_	_	_	_	
	長時間訪問看護加算			O (%2)			○ (末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)	_	_	_	_	_	
	訪問看護管理療養費			O (% 2)			○ (末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)	_	_	_	_	_	

_								
		入院中以外の患者(次の施設に入居又は入所する患者)	介護老人福祉施設又は地域密 着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設 (短期入所療養介護又は介護予防短期入所 護を受けているものを含む。)	听療養介	入院中の患者		
		自宅 高齢者専用質質住 生、有料を人ホー 社会福祉施設 投資を入ホーム 投票 を持定施設 及び指定介護予防特定 分			介護療養型医療施設	介護療養型医療施設(認知症病機の病床を除 く。) (短期入所療養介護又は介護予防短期入所 療養介護を受けているものを含み、※1を除く	介護療養型医療施設(認知症病棟の病床に限 る。)(認知症病棟の病床における短期入所療養 「介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている ものを含む。)	
	区分	入所生活介護、介護予 (指定特定施設、指 防短期入所保護介護子院 (規定特定施設、指 防短期入所療養介護又は 改及び指定介護予防 介護を受けているもの を除く) 大師 空原宅介護又は介護予防設型対策を除く) ※5 ア (大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大	し し し し し し し し し し し し し し し し し し し	併設保険医療機関以 外の保険医療機関 併設保険医療	以外の病床	介護療養施設サービ ス費のうち、他科受 診時費用(44単位) を算定しない日の場 を算定した日の場合 (外泊中)	介護療養施設サービ ス費のうち、外泊時 費用(44単位)を専 定しない日の場合 (外泊中)	
100	2 4 時間対応体制加算 5 2 4 時間連絡体制加算 引	〇 〇 (※2、ただし当該月に介護保険における緊急時訪問看護加算又は緊急時介護予 防訪問看護加算を算定していない場合に限る。)	(末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)	_	_	_	_	
7 100 97 9	雙 重症者管理加算	〇 (※2、ただし当該月に介護保険における特別管理加算を算定していない場合に る。)	○ (末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)	_	_	_	_	
Will Like	退院時共同指導加算	0	0	_	_	_	_	
	退院支援指導加算	(末期の悪性腫瘍等の患者又は退院後初回の訪問看護が特別訪問看護指示書の場合 に限る。)	(末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)	_	_	_	_	
	在宅患者連携指導加算	×	×	_	_	_	_	
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	O (**2)	〇 (末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)	_	_	_	_	
	後期高齡者終末期相談支援療養費	(末期の悪性腫瘍等の患者又は終末期における療養について文書等にまとめた際) 特別訪問看護指示書に係る頻回の訪問看護が必要な期間内である場合に限る。)	〇 - (末期の悪性腫瘍の患者 に限る。)	_	_	_	_	
	訪問看護情報提供療養費	×	×	_	_	_	_	
	訪問看護ターミナルケア療養費	O (※2)	(末期の悪性腫瘍の患者 に限る。ただし、看取り 介護加算を算定している 場合の訪問看護ターミナ ルケア療養費は算定でき ない。)	_	_	_	_	

- 介護老人保健施設の療養室、老人性認知症疾患療養病棟の病床、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号) 附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される同令第百四十四条に規定する基準適 ※1 合診療所に係る病床又は指定介護予防ナービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号) 附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される同令第百八十九条に規定する基準適合診療所に係る病床
- ※2 末期の悪性腫瘍等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に限る。
- 抗悪性腫瘍剤 (悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る)
- ※3 疼痛コントロールのための医療用麻薬

抗ウイルス剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。)

エリスロポエチン (人工腎臓又は腹膜還流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る) ダルペポエチン (人工腎臓又は腹膜還流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る) 終痛コントロールのための医療用麻薬 インターフェロン製剤 (日型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するものに限る。) 抗ウイルス剤 (日型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。) かったの シャーケー の かった かった かった かった かった はい アンス はいまい 血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体

※5 社会福祉施設、身体障害者施設等及び養護老人ホームに入居する者に係る医科診療報酬点数表の算定について、別に「特別養護老人ホーム等における療養の給付(医療)の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発第0331002号)に規定がある場合に あっては、当該規定が適用されるものであること。

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について (平成20年3月28日保医発第0328002号)

別添1

「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)の 一部改正について

別紙1

診療報酬請求書等の記載要領

- Ⅱ 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領
- 第1 診療報酬請求書(医科・歯科、入院・入院外併用)に関する事項(様式第1(1))
 - 9 「公費負担」欄の「公費と公費の併用」欄について
 - (4) 「一部負担金(控除額)」欄の記載方法は、 \$80(4)と同様であること。
- 第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第2)
 - 2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項
 - (28) 「画像診断」欄について
 - オ 電子画像管理加算(エックス線診断料、核医学診断料又はコンピューター断層撮影 診断料)を算定した場合には、当該加算を加算した点数を記載し、「摘要」欄に撮影 回数を記載するとともに、電画 と表示すること。
 - (30) 「入院」欄について
 - エ (省略)

[記載例1]

7月1日

- 1,198×1日(入院基本料C)
- 23 その他難病(スモン及び1220~1422</u>までを除く。), ADL10点

7月2日~7月15日 1,320×14日(入院基本料B)

23 その他難病(スモン及び+220~+422までを除く。),

ADL23点

7月16日~7月31日 1,709×16日(入院基本料A)

13 中心静脈栄養を実施している状態, ADL23点

23 その他難病(スモン及び1220~1422までを除く。)

※)疾患又は状態等については、「医療区分・ADL区分に係る評価票」において 該当する番号の記載のみでもよい。

(35) 「食事・生活療養」欄について

- ウ 健康保険法施行令第42条第2項第4号、国民健康保険法施行令第29条の3第3項第4号に掲げる者又は高齢者医療確保法施行令第15条第1項第4号及び同令附則第6条第1項に掲げる者の場合は、(3533)のウの(エ)と同様とする。ただし、高齢者医療確保法施行令第15条第1項第4号に掲げる者のうち、同令第14条第5項に規定する老齢福祉年金の受給者であって、かつ、生活療養を受ける者の場合は、「摘要」欄に、「老福」と記載すること。
- 工 健康保険法施行令第42条第2項第3号、国民健康保険法施行令第29条の3第3項第3号及び同令附則第2条第8項又は高齢者医療確保法施行令第15条第1項第3号及び同令附則第5条第1項に掲げる者の場合は、(3533)のウの(オ)と同様とする。なお、入院日数が90日を超えた場合の特例の対象となる場合は、併せて「3月超」の字句を〇で囲むこと。
- Ⅲ 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領
- 第2 診療報酬請求書(歯科・入院外)の記載要領(様式第1(3))
 - 11 「明細書枚数①+②+③」欄について

「①合計」、「②計」及び「③計」欄の請求件数を合計した明細書の枚数を記載すること。 なお、公費負担医療と公費負担医療の併用の者がある場合には当該明細書の枚数を合計する こと。

- 第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第3)
 - 2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項
 - (15) 「傷病名部位」欄について
 - エ 歯科矯正の病名の記載に当たっては、病名は主要な咬合異常の状態を記載し、併せて唇顎口蓋裂の裂型(顎変形症にあっては、頭蓋に対する上下顎骨の<u>主要な</u>相対的位置関係の分類(例:上顎右側偏位))等を記載すること。
 - (23) 「X線・検査」欄について
 - ケ「その他」欄について
 - (ケ) 顎運動関連検査を算定する場合は、実施した検査名及び検査日を記載すること。

- (24) 「処置・手術」欄について
 - ノ 歯の再植術又は歯の移動術を行った場合は、所定点数及び回数を記載すること。なお「摘要」欄に、歯の再植術を行った部位、再植を行うに至った理由を併せて記載すること。
- (26) 「歯冠修復及び欠損補綴」欄について
 - ク 「充填」欄について
 - (イ) 充填に際して「充填材料」欄には、歯科用充填材料 I を用いた場合は「充 I 」の項に、歯科用充填材料 II を用いた場合は「充 II 」の項に、歯科用充填材料 III を用いた場合は「充 III」の項に、歯科用充填材料 III を用いた場合は「充 III」の項に、それ以外の材料を用いた場合には「その他」の項に、それぞれ使用した材料の名称又はその略称、</u>充填材料の点数及び回数を記載すること。
 - サ 「鋳造歯冠修復」欄について
 - (キ) 歯科鋳造用14カラット金合金を用いて鋳造歯冠修復を行った場合は、「14K」 欄の左から、インレー複雑なもの、前歯4分の3冠<u>及び</u>→接着冠の順に点数及び 回数を記載する。
- (28) 「摘要」欄について
 - タ 歯周病安定期治療を算定する場合は、実施日及び前回実施月日を記載すること。なお、歯周病安定期治療と機械的歯面清掃加算を同月において算定する場合は、機械的歯面清掃加算の実施日を記載すること。
 - ロ 接着ブリッジ支台歯に係る歯冠形成又は鋳造歯冠修復を算定した場合は、当該部位を記載すること。
 - □→ 歯科矯正に係る費用の請求に当たっては、主要な咬合異常の起因となった疾患名 (別に厚生労働大臣が定める疾患又は顎変形症)及び当該疾患に係る顎切除又は顎離 断等の手術を担当する連携保険医療機関名を記載すること。

また、歯科矯正診断料又は顎口腔機能診断料を最初に算定した年月日を診断料の名称に併せて記載すること。

- <u>▽</u> 請求に際して、特に説明が必要と判断される内容については、当該欄に簡潔に記載すること。

- IV 調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項
- 第1 調剤報酬請求書に関する事項(様式第4)
 - 6 「医療保険」欄について
 - (3) 「①合計」欄には、「医保(70以上一般・低所得)と公費の併用」欄と「医保単独(七〇以上一般・低所得)」欄の「小計」欄と、「医保(70以上7割)と公費の併用」欄と「医保単独(七〇以上七割)」欄の「小計」欄と、「医保本人と公費の併用」欄と「医保単独(本人)」欄の「小計」欄と、「医保家族と公費の併用」欄と「医保単独(家族)」欄の「小計」欄と、「医保(6歳)と公費の併用」欄と「医保単独(六歳)」欄の「小計」欄とを合計して記載すること。なお、処方せん受付回数及び点数については、記載を省略して差し支えない。

第1の2 調剤報酬請求書に関する事項(様式第9)

- 1 「後期高齢者医療」欄について
 - (2) 「件数」欄、「処方せん受付回数」欄、「点数」欄については、 $\frac{第10}{6}$ 0の(2)と同様であること。この場合、第1000の(2)中「医療保険」とあるのは「後期高齢者医療」と読み替えるものであること。

また、「一部負担金」欄については、高齢者医療確保法第69条第1項の規定に基づく 一部負担金の減額に係るものに限り記載すれば足りるものとすること。

- 第2 調剤報酬明細書の記載要領(様式第5)
 - 2 調剤報酬明細書に関する事項
 - (21) 「処方」欄について
 - ケ 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第1条第4号又は第1条第6号に係る 医薬品を投与した場合は、Ⅱの第3の2の(2624)のウの例により「薬評」と記載し、 当該医薬品名を他の医薬品と区別して記載すること。
 - (26) 「加算料」欄について
 - ア 嚥下困難者用製剤加算、麻薬・向精神薬・覚せい剤原料・毒薬加算、時間外加算、 休日加算、深夜加算、時間外加算の特例、自家製剤加算、計量混合調剤加算、予製剤 加算、無菌製剤処理加算又は後発医薬品調剤加算を算定する場合は、当該欄に 国国

爾・ 同・ 覚原・ 巂、 時、 依、 深、 特、 自、 計、 予、 菌 又は 後発 の記号を付して加算点数(無菌製剤処理加算においては加算点数に日数を乗じた点数)の合計点数を記載すること。

ただし、同一の保険医療機関で一連の診療に基づいて同一の患者に対して交付され、受付回数1回とされた異なる保険医の発行する処方せんに係る調剤については、同一調剤であっても、それぞれ別の「処方」欄に記載することとされているが、これに該当する場合であっても、これらの加算はどちらか1欄にのみ記載すること。

(31) 「薬学管理料」欄について

ア 「保険」の項の上欄には、算定した薬学管理料(薬学管理料の加算を含む。以下同 じ。)の記号と回数を下記により記載すること。

(キ) 在宅患者訪問薬剤管理指導料の「1」又は「2」を算定した場合は、<mark>樹A</mark>訪A 又は <mark>樹B</mark>訪Bの記号を付してその回数を記載すること。また、麻薬管理指導加算 を算定した場合は、 <mark>樹A</mark>訪A 又は <mark>樹B</mark>訪Bの回数の次に併せて 麻 の記号を付し てその回数を記載すること。なお、月に2回以上算定する場合は、それぞれ算定 の対象となる訪問指導を行った日を記載すること。 「老人訪問看護療養費・訪問看護療養費請求書等の記載要領について」 (平成18年3月30日保医発第0330008号) の一部改正について

別紙

訪問看護療養費請求書等の記載要領

- Ⅱ 請求書等の記載要領
- 第2 明細書に関する事項(様式第四)
 - 28 「訪問看護ターミナルケア療養費」欄について

訪問看護ステーションが、在宅で死亡した利用者について、死亡日前14日以内に2回以上訪問看護管理基本</u>療養費を算定し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアの支援体制について利用者及びその家族に対して説明を行った上でターミナルケアを行った場合に、訪問看護ターミナルケア療養費の所定額を「××,×××」円と記載し、「死亡時刻」欄に死亡年月日及び時刻も併せて記載すること。

- 31 「合計」欄について
 - (1) 「請求」の項には、「保険」、「公費①」及び「公費②」の項に、それぞれ医療保険、 第1公費及び第2公費に係る金額(「基本療養費」欄の金額、「管理療養費」欄の金額、 「情報提供療養費」欄の金額、「後期高齢者終末期相談支援療養費」欄の金額及び「訪 問看護ターミナルケア療養費」欄の金額の合計をいう。)を記載すること。

なお、公費負担医療のみの場合の第1公費の金額は、「公費①」の項に記載すること。 ただし、第1公費に係る金額が医療保険に係るものと同じ場合は、第1公費に係る金額 の記載を省略しても差し支えないこと。また、第2公費がある場合において、当該第2 公費に係る金額が第1公費に係る金額と同じ場合は、第2公費に係る金額の記載を省略 しても差し支えないこと。

- (2) 「負担金額」の項については、以下によること。
 - ウ 高齢受給者の一般所得者及び低所得者であって特定疾患治療研究事業又は肝炎治療特別促進事業に係る公費負担医療受給者については、医療券に記載されている公費負担医療に係る負担額を記載すること。ただし、当該公費負担医療の給付対象額の2割相当(食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を含む。)の額が、当該医療券に記載されている公費負担医療に係る患者の負担額を下回る場合で、「一部負担金額」の項に金額を記載するものの場合は、当該2割相当(食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び生活療養標準負担額を含む。)の額を記載すること。